

流山市立向小金小学校いじめ防止基本方針

流山市立向小金小学校は、「いじめ防止対策推進法」第13条に基づいて、いじめ防止基本方針をここに定める。また、この基本方針は本校ホームページ上で公開する。

第1章 いじめの防止等の対策に関する基本的な確認事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
- (2) いじめられている児童の立場に立った親身の指導を行う。
- (3) いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であると理解する。
- (4) 家庭・地域社会など全ての関係者と情報を共有し、連携を図り一体となっていじめの問題の克服に取り組む。

2 児童の責務

- (1) 全ての児童は、いじめを行ってはならない。
- (2) 全ての児童は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。
- (3) 全ての児童は、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めなければならない。

3 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。
- (2) 学校及び学校の教職員は、在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。
- (3) 独断で判断せず、いじめ防止等の対策のため情報の共有の徹底。
- (4) いじめられた児童を徹底して守る体制づくり。

4 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第2章 いじめの防止等のための具体的な取り組み

本校は、こどもが主体的に考え何事にも挑戦し、失敗を繰り返して「生きる力」を育成していくために、「共に学び 共に鍛え 共に育つ児童の育成」を経営方針として掲げている。全校児童が、毎日元気で楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめゼロ」を目指して全校をあげて組織的に取り組む。

1 いじめの防止等のための組織

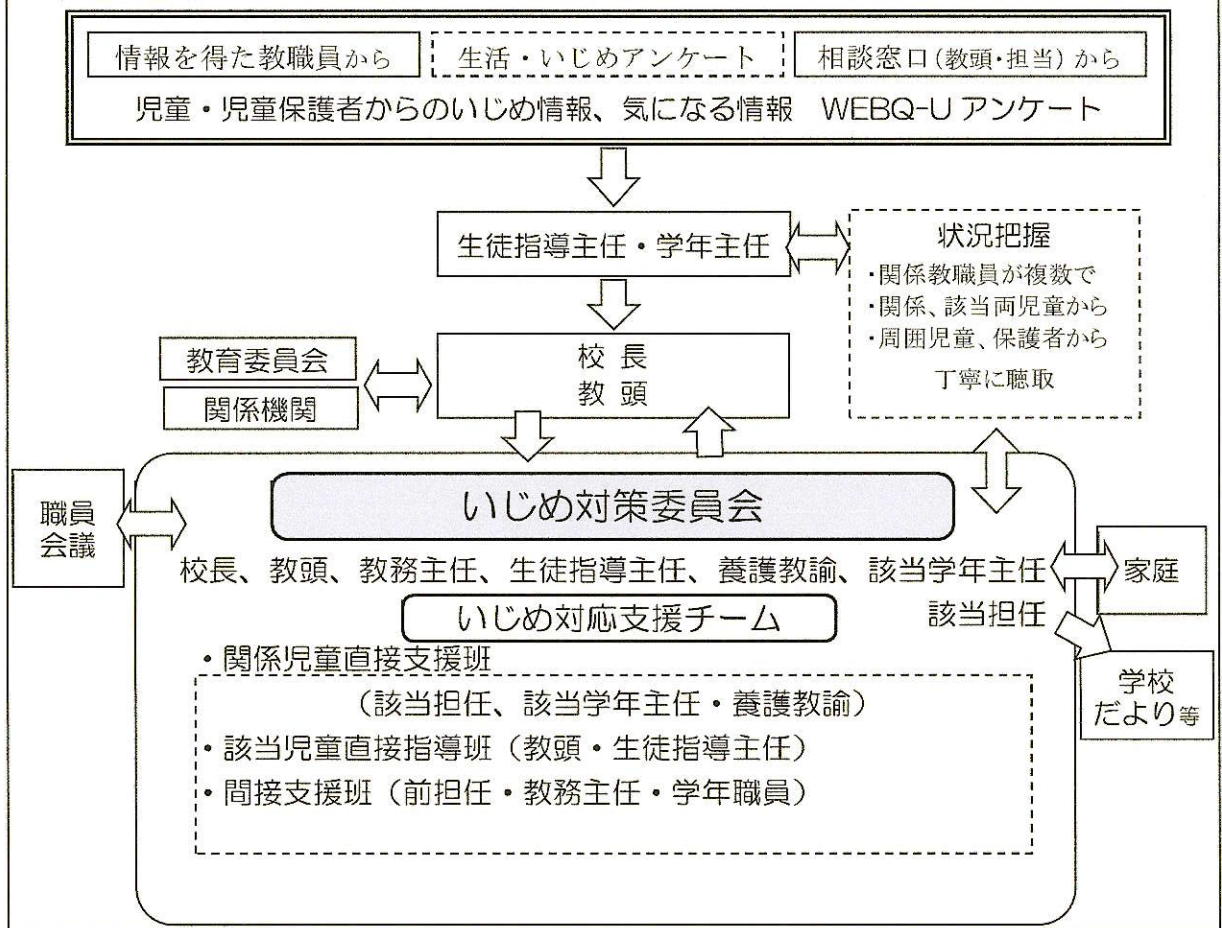
(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策、指導状況等を協議するため、「いじめ対策委員会」を常設し、月に1回の定例会議を開催する。状況に応じて緊急会議を実施する。

【構成員】 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、該当学年主任、該当担任

- 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・検証・修正の中核
- いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- 校内研修や学級活動のための資料収集・作成
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめに対するサポート対応の中核としての役割

【組織図】



2 いじめの防止等学校の取り組み

(1) 年間計画

月	内容
4	定例生徒指導部会 いじめ対策委員会定例会議 悩み事相談員の周知 いじめ防止授業(1～4年生・6年生) 懇談会 いじめ防止基本方針の周知
5	定例生徒指導部会 いじめ対策委員会定例会議 第1回 WEBQ-U アンケートの実施
6	定例生徒指導部会 いじめ対策委員会定例会議 第1回いじめアンケートの実施 情報モラル・SNS の使い方授業 WEBQ-U アンケートの結果分析
7	定例生徒指導部会 いじめ対策委員会定例会議 よいところさがしの実施(児童会活動) 保護者面談
8	いじめ対策委員会定例会議
9	定例生徒指導部会 いじめ対策委員会定例会議 いじめ防止授業(5年生) 懇談会
10	定例生徒指導部会 いじめ対策委員会定例会議 助産師によるいのちの授業 第2回いじめアンケートの実施
11	定例生徒指導部会 いじめ対策委員会定例会議 第2回 WEBQ-U アンケートの実施
12	定例生徒指導部会 いじめ対策委員会定例会議 学校評価・生活アンケートの実施 WEBQ-U アンケートの結果分析 保護者面談
1	定例生徒指導部会 いじめ対策委員会定例会議
2	定例生徒指導部会 いじめ対策委員会定例会議
3	いじめ対策委員会定例会議 学校いじめ防止基本方針の見直し

※授業研修(年2～3回)、若年層研修(月1回程度)も併せて実施する。

※年間を通して挨拶運動を実施する。

(2) いじめの未然防止

① きめこまかな指導

- ☐ 分かりやすい授業の実践
- ☐ 個に応じた指導の充実
- ☐ 読書活動の充実・音読の推進
- ☐ 「学び合い」を取り入れた授業

② 豊かな心の育成

- ☐ まじめさが大切にされる学校づくり
- ☐ 道徳教育の充実
- ☐ あいさつ運動
- ☐ 多様な体験

③ 規範意識の育成

- ☐ いじめ防止対策推進法の理解
- ☐ ネットいじめ防止の啓発
- ☐ 生活規律や学習規律の確立

- ☐ いじめが起きにくい・いじめを許さない雰囲気の醸成

④ 児童会活動を中心とした活動

- ☐ 全校集会での、いじめ防止に関する話
- ☐ よいところさがしの実施(児童会・生活委員会)
- ☐ 年間を通したあいさつ運動の実施(生活委員会)

⑤ 教職員の人権意識の向上

- ☐ いじめ重大事態に対する平時からの備えを行う。(チェックリストの活用)
- ☐ いじめ事例研修の実施
- ☐ 教職員の不適切な発言や体罰がいじめを誘発・助長する可能性があることを理解
- ☐ いじめに関する法令及びガイドラインの理解

(3) いじめの早期発見

① 定期的なアンケート調査

- ☐ 年2回のいじめアンケートの実施
- ☐ 年度末の生活アンケートの実施
- ☐ 保護者対象の学校生活アンケート実施
- ☐ 年2回の WEBQ-U アンケートの実施と活用
- ☐ 複数の教職員による記入内容のチェック

② 児童観察

- ☐ 複数の職員による児童観察の実施及び学年会による共通理解
- ☐ 休み時間等、授業時間外の児童の人間関係観察
- ☐ 心の天気の実施と活用

【学校における主ないじめのサイン】

- | | | |
|--|---|---|
| ☐ 急な体調不良 | ☐ 保健室への来室の増加 | ☐ 遅刻・早退・欠席の増加 |
| ☐ 学用品、教科書等の紛失 | ☐ 学用品の破損、落書き | ☐ 授業開始前の机、椅子、学用品の乱雑さ |
| ☐ 発言や言動に対する皮肉や失笑 | ☐ 多数児童からの執拗な質問や批判 | |
| ☐ 特定児童の発言へのどよめきや目配せ | ☐ 特定児童や特定児童の持ち物からの逃避 等 | |

【家庭における主ないじめのサイン】

家庭、保護者との連携

- | | | | | | |
|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|
| ☐ 登校しぶり | ☐ 転校の希望 | ☐ 外出の回避 | ☐ 感情起伏の顕著化 | ☐ 衣服の不必要な汚れ | ☐ 体の傷 等 |
|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|

【地域におけるいじめのサイン】

交通安全ボランティアからの情報、地域との連携

- | | | |
|---|-------------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ 登下校中、特定児童が他の荷物を過度に持つ | ☐ 一人だけ離れて登下校 | ☐ 故意に遅れて登校 等 |
|---|-------------------------------------|-------------------------------------|

③ 教育相談

- ☐ 相談箱の設置
- ☐ 日常の教育相談の充実及び当該児童、関係児童、傍観者が大人に話す勇気を持つ指導
- ☐ 教育相談窓口の保護者への周知(学校だより・スキットメール)
- ☐ 懇談会と年2回の個人面談の実施

④ 相談窓口の周知

- ☐ 学校の相談窓口担当者：教頭・養護教諭・生徒指導主任
電話番号：04-7174-1320

- ☐ 流山小中学生専用悩みホットラインカードの配付

(4) いじめの早期対応

【情報共有の手順】

いじめ情報を得た教職員→学年主任・生徒指導主任→管理職

【情報共有する内容】

得られた情報について、いつ、どこで、誰が、何を、どのように等の具体的な内容を共有する。

① いじめ対応支援チームの発足

- ☐ 『いじめ対策委員会』を中心に、「いじめ対応支援チーム」を発足する。
- ☐ 構成員は学年職員、関係職員等、適切な対応ができるよう、柔軟に構成する。

② 正確な事実確認

- ☐ 1つの事象にとらわれずに、いじめの全体像を把握する。
- ☐ 該当児童に対し、複数名で聞き取りを行う。※男女混合。
- ☐ いじめた児童がいじめられた児童や通報者に圧力をかけることのないように配慮する。

③ 指導方針の決定

- ☐ 指導のねらいを明確にする。
- ☐ 全教職員の共通理解を図り、役割分担を確認する。
- ☐ 場合によっては関係機関(市教育委員会、警察、児童相談所等)との連携を図る。
- ☐ いじめが犯罪行為に該当した場合は、警察と連携して対処する。

④ いじめられた児童への支援

- ☐ 事実と対応、徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える。
- ☐ 対応について説明し、不安な点を聞き取り、対応策を示す。
- ☐ 表面的に解決したと判断せず、支援を継続する。
- ☐ 児童が安心して学校生活を送れるような体制を作る。

⑤ いじめた児童への指導

- ☐ いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ☐ 自分はどうすべきだったのか、これからどうしなくてはならないのかを内省させ、行動させる。
- ☐ 保護者には事実を説明し、児童がこれからどうすべきか学校と家庭が協力して指導・支援する。
- ☐ 学校による指導で反省・改善が見られない場合は、別室登校や出席停止等適切な措置を講じる。その際に、保護者の理解を十分に得るように留意する。

⑥ 観衆、傍観者への指導

- ☐ いじめは学級や学年集団全体の問題として対応する。
- ☐ いじめは絶対に許されない行為であるということや、いじめ根絶に本気で取り組む姿勢を児童に示す。
- ☐ 人権意識の醸成を図る。

(5) 解消までの支援及び解消後の支援

① チームによる見守り

- ☐ いじめられた児童に安心感を与え、心のケアを行う。

② 定期的な個人面談

- ☐ 定期的に個人面談を行い、状況を把握する。
- ☐ スクールカウンセラーによる、面談を実施する。

③ 家庭への定期連絡

- ☐ 児童との面談後、面談の結果や教師から見た学校の様子等を家庭に連絡する。
- ☐ 家庭での様子等を聞き、寄り添う姿勢を伝える。

④ 進級、進学にともなう引継ぎ

- ☐ 情報共有のもと、児童間の人間関係等の引継ぎを確実に行う。
- ☐ 中学校への進学に際しては、綿密に行う。
- ☐ 幼稚園、保育所との引き継ぎの際、人間関係の情報収集を行う。

(6) 家庭や地域との連携

① 家庭との連携

- ☐ 学校いじめ防止基本方針等について保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報を共有しやすい関係を築く。
- ☐ いじめを認知、又は疑いがある場合は、保護者と方向性を共有する。

② むかいつ子会や地域との連携

- ☐ 学校いじめ防止基本方針等についてホームページに掲載し、理解を得る。また、情報が入りやすいように日頃より連携をすすめる。
- ☐ むかいつ子会といじめ問題について、協議する機会を設ける。

(7) 関係機関との連携

① 市教育委員会との連携

- ☐ 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。
- ☐ 相談電話が入った場合等は情報提供を求める。
- ☐ いじめの状況について報告し、情報を共有する。
- ☐ 出席停止措置について協議する。

② 子ども家庭課、東葛飾地区少年センターとの連携

- ☐ 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。
- ☐ 相談電話が入った場合等は情報を共有する。
- ☐ 生活環境がいじめに起因している場合には、情報を提供して、民生児童委員も含め協力を得て、生活環境の改善を図る。

③ 警察との連携

- ☐ いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、早期に流山警察署や東葛飾地区少年センターに相談し、連携を図る。
- ☐ 流山警察署との連携を図るため、定期的にまたは必要に応じて、相互協力ができる

よう体制を整えておく。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ☐ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ☐ 相当の期間(30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- ☐ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合

(2) 重大事態の対処

- ☐ いじめ重大事態の調査に関するガイドラインを理解し、チェックリスト等を活用して未然防止に努める。
- ☐ 重大事態が発生した旨を、市教育委員会指導課へ速やかに報告する。
- ☐ 市教育委員会と協議の上、当該事案を調査する組織を設置する。
- ☐ 組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ☐ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ☐ 調査結果を、市教育委員会へ報告する。

4 学校いじめ防止基本方針やいじめについての取組の点検・評価・公表

(1) 学校いじめ防止基本方針の点検、公表、見直しについて

- ☐ いじめ対策委員会を中心に、全教職員で基本方針の点検や見直しを行う。
- ☐ 学校ホームページなどで公表する。

(2) いじめの取り組みの評価

- ☐ 学校評価を活用し、いじめ防止の取組について、児童、教職員、保護者が評価する。
- ☐ 評価結果の分析に基づき、取組の改善を図る。
- ☐ 評価結果を公表し、児童、保護者、地域へと周知する。

5 その他

(1) ゆとりを持ち、児童と向き合える時間の確保

- ☐ 教育活動や校務の精選を図り、児童と向き合う時間を確保することに努める。
- ☐ 一部の教職員に校務が偏らないよう分掌の適正化を図る。
- ☐ 授業支援のサポート体制の整備、改善を図る。

(2) 組織力の向上

- ☐ いじめ重大事態の調査に関するガイドライン、生徒指導提要等の理解に努める。
- ☐ 生徒指導アドバイザーによる研修を実施する。

(3) 学校施設利用スポーツ少年団との連携

- ☐ 気になる様子の児童がいた場合、連絡していただくよう、教頭が窓口となる。

平成26年 4月1日 初版
令和7年 4月7日 最終改訂